



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…

告示(選)

○瑞穂町長選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………一

公告

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出(二件)……………四  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第千三百六十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年九月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

千住一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から平成三十二年九月三十日まで

三 施行地区

足立区千住一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

足立区島根一丁目二番三号

平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十三年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年九月四日

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

平成二十九年四月二十三日執行の瑞穂町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月四日

東京都選挙管理委員会

29選第268号

裁 決 書

審査申立人 小林中

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成29年6月20日に提起された、平成29年4月23日執行の瑞穂町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、再開票を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨  
本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙の再開票を求めるものであり、また、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、平成29年4月28日に瑞穂町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、町委員会は、同年5月29日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人杉浦裕之の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 当選人の有効票の中に無効票又は他の候補者の有効票が、当選人以外の全ての候補者の有効票の中に無効票が、又は無効票の中にいずれかの候補者の有効票が含まれている可能性があるとして、町委員会に対し再開票を求めたが、町委員会は開票を適正に遂行したため違法はないと決定した。しかし、町委員会の決定内容は納得できるものではないため、再開票をすることともに、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とすることを求める。

(2) 当選人は、事前運動及び選挙運動に写真を活用することを目的に都庁の市町村ヒアリングに参加し、東京都が撮影し瑞穂町に送付された写真を入力し、加工して事前運動及び選挙運動に使用している。これは、瑞穂町役場の関与が疑われるとともに平等性に欠け、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第1条及び第129条に抵触する。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭

和28年2月17日判決など)。  
 2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 申立ての理由(1)について

申立人は、当選人の有効票の中に無効票又は他の候補者の有効票が、当選人以外の全ての候補者の有効票の中に無効票が、又は無効票の中にいずれかの候補者の有効票が含まれている可能性があるとして主張する。

また、申立人は、本件選挙が開票立会人の初めての経験で不慣れであったため、確認が不十分のまま開票録に押印してしまったと主張する。

しかし、本件選挙の開票の手續が、公選法の規定に基づき適正に執行されていることは開票録等によって確認できるところ、申立人の主張は、それを裏付ける客観的かつ具体的な事実及び証拠はなんら提示していないから、単なる憶測にとどまるといふべきである。

したがって、この点について申立人の主張は理由がない。

(2) 申立ての理由(2)について

申立人は、本件選挙における当選人の選挙運動等に対し瑞穂町の関与の疑いがあること及び当該行為が公選法第1条等の規定に違反することを掲げ、当選人の当選を無効とする旨主張している。

しかし、前述1で述べたとおり、公選法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について、申立人の主張は当選の効力を争う原因ということはできない。

3 その他、申立人は、申立ての理由(1)において、再開票の実施を求めている。

しかし、公選法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に

対する訴訟による争訟を認めている(公選法第202条、第203条、第206条及び第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めていない。

したがって、本件審査の申立てのうち、申立ての理由(1)の再開票を求めることは、公選法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件審査の申立てのうち、再開票を求めることは、公選法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、却下し、本件選挙における当選を無効とする事由は認められず、原決定を取り消す理由はないから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会  
 委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

昭島市大神町二丁目三百五十五番一、同番一地先及び三百六十八番二

府中市清水が丘一丁目二十番地十九タキシママンション百一号  
有限会社昌建産業  
代表取締役 鈴木 功一

昭島市武蔵野二丁目九百八十四番一

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

あきる野市小和田字根岸十五番二の一部

西多摩郡日の出町大字平井三千六百五十八番地三  
有限会社秋川電建  
取締役 森田 善久

国立市富士見台一丁目四十四番十三から同番十六まで、同番七十一、同番七十一地先及び同番七十二から同番七十六まで

国立市谷保四千二百八十七番地  
関 貞雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

完了した。

平成二十九年九月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市天神町三丁目三百七十七番一及び三百八十一番二

立川市錦町二丁目四番三号  
株式会社ライズウエル  
代表取締役 渡邊 裕

調布市小島町二丁目三十番一、同番十六、同番二十一から同番三十八まで、同番三十九の一部、同番四十六、同番五十三から同番五十五まで、同番五十八、同番五十九、同番六十四、同番六十六から同番七十二まで、三十二番三、同番二十七、同番三十九、同番四十、同番四十二の一部、同番四十三、同番四十四の一部、同番四十五、六十一番一、同番七、同番九、同番十一から同番十三まで、同番十九から同番二十一まで、同番二十四及び同番二十五

新宿区新宿三丁目一番二十四号  
京王電鉄株式会社  
代表取締役 紅村 康

東久留米市下里二丁目千四十一番一の一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

西東京市芝久保町五丁目二千二百七十六番、二千二百七十九番一及び同番六の各一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

清瀬市下清戸一丁目百五十七番一、同番七及び同番八

西東京市北原町三丁目二番二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社高島屋日本橋店
- 二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名
- 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか
- 五 変更前の店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号
- 六 変更後の店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか
- 七 変更前の設置者の氏名又は名称 株式会社高島屋
- 八 変更後の設置者の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか三名

<p>九 氏名又は名称 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社高島屋</p> <p>十 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか一名</p> <p>十一 変更日 平成三十年四月九日ほか</p> <p>十二 届出日 平成二十九年八月八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年九月四日から平成三 十年一月四日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新橋駅前MTRビル</p> <p>二 店舗所在地 港区新橋二丁目八番五号</p> <p>三 設置者名 森トラスト総合リート投資法人</p> <p>四 設置者住所 港区虎ノ門四丁目三番一号</p> <p>五 変更前の設置者の 代表者名 堀野 郷</p> <p>六 変更後の設置者の 代表者名 八木 政幸</p> <p>七 変更日 平成二十九年六月十三日</p> <p>八 届出日 平成二十九年八月十日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>
<p>十 縦覧期間 平成二十九年九月四日から平成三 十年一月四日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 京王多摩センター駅高架下店舗</p> <p>二 店舗所在地 多摩市落合一丁目十番地一</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更前の設置者の 代表者名 永田 正</p> <p>六 変更後の設置者の 代表者名 紅村 康</p> <p>七 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社マツモトキヨシほか八名</p> <p>八 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか五名</p> <p>九 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社マツモトキヨシほか二名</p> <p>十 変更前の小売業者 の住所 大田区田園調布三丁目四十六番八 号(株式会社グリーンハウスフー ズ)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業 者の住所 新宿区西新宿三丁目二十番二号 (株式会社グリーンハウスフー ズ)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業 者の代表者名 松本 和那(株式会社マツモトキ ヨシ)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業 者の代表者名 大田 貴雄(株式会社マツモトキ ヨシ)ほか</p>
<p>十四 変更日 平成二十九年九月一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十九年八月十五日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十九年九月四日から平成三 十年一月四日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団 体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団 体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、平成二十九年九月四日から四月以内に東京都産業 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年九月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>

一	店舗名 株式会社高島屋日本橋店	一七	変更前の閉店時刻 午後八時	二十九	縦覧時間 十年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二	店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか	一八	変更後の閉店時刻 午後十一時ほか	一	店舗名 京王多摩センター駅高架下店舗
三	設置者名 株式会社高島屋ほか	一九	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで	二	店舗所在地 多摩市落合一丁目十番地一
四	設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか	二〇	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか	三	設置者名 京王電鉄株式会社
五	変更前の店舗面積の合計 四万四千八百八平方メートル	二一	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十三か所 隔地	四	設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
六	変更後の店舗面積の合計 五万五千三百七十三平方メートル	二二	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十二か所 店舗北東側ほか	五	変更前の開店時刻 午前九時ほか
七	変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 六百十六台	二三	変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後六時まで	六	変更後の開店時刻 午前九時ほか
八	変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台	二四	変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで	七	変更前の閉店時刻 午後十時三十分ほか
九	変更前の駐輪場の位置及び収容台数 隔地 四十二台	二五	変更日 平成三十年四月九日	八	変更後の閉店時刻 午後十一時三十分ほか
十	変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 七十台	二六	届出日 平成二十九年八月八日	九	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前十時から午後九時まで
十一	変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 九百平方メートル	二七	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前零時まで
十二	変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 千四百六十二平方メートル	二八	縦覧期間 平成二十九年九月四日から平成三十	十一	変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後七時まで
十三	変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 五十・〇七立方メートル			十二	変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
十四	変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 七十一・九三立方メートル			十三	変更日 平成二十九年九月一日
十五	変更前の開店時刻 午前十時				
十六	変更後の開店時刻 午前七時ほか				

十四 届出日	平成二十九年八月十五日
十五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十六 縦覧期間	平成二十九年九月四日から平成三十年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001